

報告事項 エ

令和6年度鳥取県教育職員免許法認定講習（幼稚園教諭普通免許状取得認定講習）の実施結果について

令和6年度鳥取県教育職員免許法認定講習（幼稚園教諭普通免許状取得認定講習）の実施結果について、別紙のとおり報告します。

令和6年11月20日

鳥取県教育委員会教育長 足羽英樹



# 令和6年度鳥取県教育職員免許法認定講習（幼稚園教諭普通免許状取得認定講習）の実施結果について

令和6年11月20日  
小 中 学 校 課

幼稚園教諭二種免許状を一種免許状に上進するための免許法認定講習を実施しましたので、報告します。

## 1 経緯

一般社団法人鳥取県私立学校協会より、県内の幼稚園及び幼保連携型認定こども園で勤務する幼稚園教諭及び保育教諭は二種免許状所有者が多いことや、国においても幼稚園教諭免許状の上進を推進していることを鑑み、本県においても免許法認定講習を開設するよう要望があり、実施した。

【幼稚園教諭及び保育教諭が所有する普通免許状の状況等（令和5年3月私立学校協会調査）】

- ・教員数：589人（一種免許：107人、二種免許：481人）
- ・二種免許のうち受講希望数：145人

## 2 概要

### (1) 目的

教育職員免許法（以下「免許法」という。）及び同法施行規則の規定に基づき、幼稚園、幼保連携型認定子ども園等の教育職員に対し、幼稚園教諭普通免許状（一種）を取得するために必要な単位を修得する機会を拡大することにより、教員の指導力向上やキャリアアップを図り、幼児教育の質を支える人材の確保とその資質向上を図ることを目的とする。

### (2) 開設科目及び日程等

令和6年度は、鳥取大学の指導のもと、5講座（5単位）の講習を開設した。2年間で上進に必要な単位（10単位）を修得できるよう講座を開設する予定。

講座名	開催日	講師	定員	修得できる単位	会場
幼児と環境	8月24日（土） ～25日（日）	鳥取大学 教授 塩野谷 齊	30	1	エースパック 未来中心
保育内容（人間関係）の 指導法	9月7日（土） ～8日（日）	鳥取大学 講師 福山 寛志	30	1	
学習社会論	9月14日（土） ～15日（日）	鳥取大学 准教授 大谷 直史	30	1	
幼児の理解と発達相談	9月28日（土） ～29日（日）	鳥取大学 講師 福山 寛志	30	1	
生涯学習論	10月26日（土） ～27日（日）	鳥取大学 准教授 大谷 直史	30	1	

### (3) 受講対象者

幼稚園教諭二種免許状を所有する現職の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教員（注）で、免許法別表第3により幼稚園教諭一種免許状の取得を希望する者。

（注）免許法第2条第1項に定める教員及び施行規則第68条に定める園長（校長）、副園長（副校長）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭をいう。なお、勤務経験が12年以上あることが望ましい。

※ 研修期間中・産休中・育児休業中等である場合は受講することができない。

※ 鳥取県内の申込者を優先し、定員に空きがある場合には、鳥取県以外の申込者も受講を認める。

### (4) 受講料

1講座あたり2,000円

### (5) 単位の認定方法

受講科目について、講義時間数の5分の4以上出席し、試験又はレポートによる成績審査に合格した者に単位修得証明書を授与する。

### (6) 受講者数及び単位修得者数

講座名	定員	申込者数	受講者数	単位修得者数
幼児と環境	30	10	9	9
保育内容（人間関係）の指導法	30	14	12	12
学習社会論	30	13	10	10
幼児の理解と発達相談	30	10	8	8
生涯学習論	30	17	13	13

※申込実人数は19名（私学：17名（うち1名は県外）、公立：2名）。

#### <受講の様子>

- ・各受講者は、単に免許状の上進に向けた単位修得のために受講するのではなく、自身の保育技術の向上に向けて真剣に取り組んでいる様子うかがえた。
- ・グループワークにおいては、積極的に参加し、他園からの参加者と意見交換を行い、新たな発見を得た様子であった。



座学の様子



ワークショップの様子

### 3 今後の予定

- ・2年間で上進に必要な単位（10単位）を修得できるサイクルで回していき、令和7年度も5単位取得可能な免許法認定講習の開催を予定している。
- ・令和6年度は、開催日が9月に集中したことで、参加を見送ったとの声があることから、対象となる教員が免許上進できるよう、夏休み中の講座の開設など、関係団体と連携しながら、働きながらも受講しやすい環境づくりを進めていく。

## 免許法認定講習の概要等について

令和6年11月20日  
小 中 学 校 課

## 1 免許法認定講習の概要

## (1) 法的根拠

教育職員免許法別表第三備考第6号及び教育職員免許法施行規則第34条から第43条。

## (2) 免許法認定講習を開設できる者

- ア 開設しようとする講習の課程に相当する課程（幼稚園一種免許状取得に必要な講習を受けることができる課程）を有する大学
- イ 免許法に定める授与権者（都道府県教育委員会）
- ウ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
- エ 指定都市の教育委員会
- オ 中核市の教育委員会

## (3) 免許法認定講習の講師となれる者

- ア 大学の教員
- イ その他前号に準ずる者

※都道府県教育委員会、指定都市の教育委員会及び中核市の教育委員会が開設する場合は、アが半数以上でなければならず、指導を受ける大学の意見を聞かなければならない。

## (4) 単位の授与条件

授業時数の4/5以上出席し、開設者の行う試験、論文、報告書その他による成績審査に合格

## (5) 文部科学省の認定を受けるために必要な届出

必要事項を記載した申請書を、講習開始1月前までに、文部科学大臣に提出。

## (6) 1単位を修得するために必要な時間

15時間～45時間で開設者が定める時間

## 2 免許法別表第三によって幼稚園教諭二種免許状を一種に上進する方法について

## (1) 短期大学卒の場合

最低経験年数：5年

修得を要する最低単位数：45単位 ※経験年数1年あたり5単位の軽減措置あり。

※最低でも10単位の修得が必要（最大35単位の軽減まで）

単位の修得方法：大学での修得又は免許法認定講習等において修得

## (2) 4年制大学卒の場合

最低経験年数：3年

取得を要する最低単位数：25単位 ※経験年数1年あたり5単位の軽減措置あり。

※最低でも10単位の修得が必要（最大15単位の軽減まで）

単位の修得方法：大学での修得又は免許法認定講習等において修得

# 令和6年度鳥取県教育職員免許法認定講習実施要項

(幼稚園教諭普通免許状取得認定講習)

## 1 目的

教育職員免許法（以下「免許法」という。）及び同法施行規則の規定に基づき、幼稚園、幼保連携型認定子ども園等の教育職員に対し、幼稚園教諭普通免許状（一種）を取得するために必要な単位を修得する機会を与え、その資質向上を図ることを目的とする。

## 2 主催

鳥取県教育委員会

## 3 受講対象者

幼稚園教諭二種免許状を所有する現職の幼稚園、幼保連携型認定子ども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教員（注）で、免許法別表第3により幼稚園教諭一種免許状の取得を希望する者。

（注）免許法第2条第1項に定める教員及び施行規則第68条に定める園長（校長）、副園長（副校長）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定子ども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭をいう。なお、勤務経験が12年以上あることが望ましい。

※ 研修期間中・産休中・育児休業中等である場合は受講することができない。

※ 鳥取県内の申込者を優先し、定員に空きがある場合には、鳥取県以外の申込者も受講を認める。

## 4 単位の認定方法（受講者）

受講科目について、講義時間数の5分の4以上出席し、試験又はレポートによる成績審査に合格した者に単位修得証明書を授与する。

## 5 受講者の決定

(1) 会場の収容人数等の都合により、定員を超えた場合は、鳥取県内の教員の受講を優先する。

(2) 受講者の決定については、7月下旬に通知する予定。

## 6 開設科目及び日程等

科 目		講座名	単位数	期 間	担当講師	定員	会場
領域に関する専門的事項に関する科目		幼児と環境 ※	1	8月 24日（土） 25日（日）	鳥取大学 教授 塩野谷 斉	30	エースパック 未来中心 セミナールーム5
保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	学習社会論	1	9月 14日（土） 15日（日）	鳥取大学 准教授 大谷 直史	30	エースパック 未来中心 セミナールーム1
		生涯学習論	1	10月 26日（土） 27日（日）	鳥取大学 准教授 大谷 直史	30	エースパック 未来中心 セミナールーム7、1
	保育内容の指導法に関する科目	保育内容（人間関係）の指導法	1	9月 7日（土） 8日（日）	鳥取大学 講師 福山 寛志	30	エースパック 未来中心 セミナールーム1

道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	幼児理解の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	幼児の理解と発達相談	1	9月 28日(土) 29日(日)	鳥取大学 講師 福山 寛志	30	エースパック 未来中心 セミナールーム7
-------------------------------------	---	------------	---	------------------------	---------------------	----	----------------------------

※「幼児と環境」においては、以下の書籍を使用するため、受講までに入手すること。

- ・「保育における地域環境活用の意義と実践」  
(古今社、塩野谷 斉【編著】/藤田 裕之/市川 智之/藪田 弘美/寺田 光成/居原田 洋子【著】)
- ・「鳥取県幼児教育振興プログラム(第2次改訂版)」  
鳥取県ホームページ>>><https://www.pref.tottori.lg.jp/288392.htm>

## 7 会場

会 場	講 座 名	期 日
エースパック未来中心 倉吉市駄経寺町212-5 (0858-23-5390)	幼児と環境	8月24日(土)～25日(日)
	保育内容(人間関係)の指導法	9月7日(土)～8日(日)
	学習社会論	9月14日(土)～15日(日)
	幼児の理解と発達相談	9月28日(土)～29日(日)
	生涯学習論	10月26日(土)～27日(日)

※駐車台数に限りがあるので、できる限り公共交通機関の利用や乗り合わせで来場すること。

## 8 費用

- (1) 受講料及び聴講料は、資料代として1講座につき2,000円を徴収する。
- (2) 旅費・教材費等の実費は受講者の負担とする。

## 9 時間割(2日間1単位)

時 間	第1日	第2日
9:00～9:15	受 付 開 講 式 オリエンテーション	
9:15～9:30		
9:30～11:00	講 義 ①②	講 義 ⑨⑩
11:00～11:10	休 憩	
11:10～12:40	講 義 ③④	講 義 ⑪⑫
12:40～13:40	昼 食 ・ 休 憩	
13:40～15:10	講 義 ⑤⑥	講 義 ⑬⑭
15:10～15:20	休 憩	
15:20～16:05	講 義 ⑦⑧	講 義 ⑮
16:05～16:50		試験またはレポート
16:50～		閉 講 式

※ 単位認定条件にレポートがある場合は、講座担当講師の指示に従い提出すること。

## 10 受講の手続き、申込期限

受講者	手続き	各手続きの申込期限
○鳥取県内の市町村立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校の教員	①受講希望者は、受講申込書【個人用】（別紙様式1）を園長（校長）へ提出 ②園長（校長）は、受講申込書【所属用】（別紙様式2）を作成し、受講申込書【個人用】（別紙様式1）と併せて市町村教育委員会へ提出 ③市町村教育委員会は、園長（校長）から提出された書類一式をとりまとめて、所管の教育局（幼児教育担当者）へ提出（Excelファイルにパスワードを付して提出すること） ④教育局は、市町村教育委員会から提出された書類一式をとりまとめ、鳥取県教育委員会事務局小中学校課へ提出	②7月22日（月） ③7月25日（木） ④7月31日（水）
○鳥取県内の市町村立幼保連携型認定こども園 ○鳥取県立学校教員 ○鳥取大学附属幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校の教員 ○鳥取県内の私立幼稚園、幼保連携型認定こども園、中学校、高等学校の教員	①受講希望者は、受講申込書【個人用】（別紙様式1）を園長（校長）へ提出 ②園長（校長）は、受講申込書【所属用】（別紙様式2）を作成し、受講申込書【個人用】（別紙様式1）と併せて鳥取県教育委員会事務局小中学校課へ提出（Excelファイルにパスワードを付して提出すること）	②7月31日（水）
○鳥取県以外の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教員	①受講希望者は、受講申込書【個人用】（別紙様式1）を園長（校長）へ提出 ②園長（校長）は、受講申込書【所属用】（別紙様式2）を作成し、受講申込書【個人用】（別紙様式1）と併せて、鳥取県教育委員会事務局小中学校課へ提出（Excelファイルにパスワードを付して提出すること）	②7月31日（水）

## 11 幼稚園教諭一種免許状の取得に関する事項

- (1) 免許法別表第3により幼稚園教諭一種免許状を取得するためには、幼稚園教諭二種免許状を有することが必要である。
- (2) (1)の免許を取得後、幼稚園、特別支援学校の幼稚部もしくは幼保連携型認定こども園の教員（免許法別表第3に定める教員）として又は（国際協力機構法に基づく派遣による）外国の教育施設もしくはこれに準ずるものにおいて教育に従事し、良好な成績で5年以上の勤務経験が必要である。
- (3) 教育職員免許状の取得に係る必要単位数等については、別紙「教育職員免許状取得の手引」を参考にすること。  
例：良好な成績で経験年数が12年以上ある場合は10単位の修得が必要。  
令和6年度の本県の認定講習では最大5単位の修得が可能であり、最短で2年間で一種免許状への上進が可能となる。

（ホームページURL：[https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1350766/5-2\\_R4.4\\_you\\_betsu3.pdf](https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1350766/5-2_R4.4_you_betsu3.pdf)）





## 12 その他

(1) 鳥取県内の受講者の出席の取扱いは下記のとおりとする。

教諭 常勤講師 (定数内講師、代員)	県立学校	職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第1号を適用(義務免)
	市町村立幼稚園、幼保連携型認定こども園教員	各市町村の取扱による。
非常勤講師	免許法認定講習日に勤務の割振りがある場合	上記、県立学校と同様
	免許法認定講習日に勤務の割振りがない場合	手続きの必要なし

※上記以外の受講者については、所属長と相談の上、受講のこと。

(2) 受講決定後の辞退又は欠席については原則として受け付けないが、やむを得ない事情で辞退又は欠席する場合は、速やかに鳥取県教育委員会事務局小中学校課へ連絡するとともに、所属長を通じて辞退(欠席)届(別紙様式5)を小中学校課までパスワードを付してメールで提出すること。

(3) 自然災害や天候不順等により、開催の可否について判断を要する場合には、当日の午前6時まで小中学校課ホームページに延期又は日程変更の連絡を掲載するので必ず確認すること。

(ホームページURL : <https://www.pref.tottori.lg.jp/318164.htm>)



## 13 問合せ先

鳥取県教育委員会事務局小中学校課 就学助成担当

ファクシミリ : 0857-26-8170

電子メール : [shouchuugakkou@pref.tottori.lg.jp](mailto:shouchuugakkou@pref.tottori.lg.jp)

※質問票によりファクシミリまたは電子メールで問い合わせること

## (2) 幼稚園教諭1種免許状

## ① 幼稚園教諭2種免許状から1種免許状を取得する方法《短期大学卒業等の場合》

【別表第3、施行規則第11条・第13条、県教委規則第23条】

幼稚園2種免許状取得後、幼稚園の教員として良好な成績で勤務した在職年数	年	5	6	7	8	9	10	11	以上
幼稚園2種免許状取得後、大学等において修得することを必要とする最低単位数	単位	45	40	35	30	25	20	15	10

最低修得単位数		4	4	3	3	2	2	1	1
領域に関する専門的事項に関する科目	「領域に関する専門的事項に関する科目」の単位の修得方法は、幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち、1以上の科目について修得すること								

最低修得単位数		20	19	17	15	13	11	9	7
保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	3	3	3	2	2	2	2	1
	保育内容の指導法に関する科目 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	7	6	6	6	6	5	5	3

最低修得単位数		6	5	5	4	4	3	3	2
大学が独自に設定する科目	「領域に関する専門的事項に関する科目」、「保育内容の指導法に関する科目」もしくは「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれらに準ずる科目のうち1以上の科目を修得すること								

- (注) 1 在職年数には、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園の教員としての期間を含む。  
また、(国際協力機構法に基づく派遣による)外国の教育施設又はこれに準ずるものにおいて教育に従事した期間を含む。

【別表第3の第3欄・備考第3号、施行規則第67条】

- 2 最低在職年数(5年)を超える在職年数には、校長、副校長、教頭、主幹教諭(幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。)、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職における在職年数を通算することができる。

【別表第3備考第7号、施行規則第68条】

- 3 休職・育児休業・病気休暇・産前及び産後休暇等は、在職年数に含めない。

【施行規則第70条】

- 4 大学の他に、認定講習または公開講座等により修得した単位をもって替えることができる。

【別表第3備考第6号】

- 5 「領域に関する専門的事項に関する科目」「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のそれぞれの最低修得単位数に不足する単位数については、それぞれの科目の中から任意に修得すること。

また、総単位数に不足する単位数については、「領域に関する専門的事項に関する科目」「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」「大学が独自に設定する科目」のいずれかから任意に修得すること。

- 6 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科で修得することができる。

【別表第3備考5号、施行規則第22条の3】

## ②幼稚園教諭2種免許状から1種免許状を取得する方法《4年生大学卒業等の場合》

※ 大学に3年以上在学し、93単位以上修得した者又は大学に2年以上及び（短期）大学の専攻科に1年以上在学し、93単位以上修得した者を含む。

【別表第3、施行規則第11条・第12条・第13条、県教委規則第23条】

幼稚園2種免許状取得後、幼稚園の教員として良好な成績で勤務した在職年数	年 3	4	5	以上 6	
幼稚園2種免許状取得後、大学等において修得することを必要とする最低単位数	単位 25	20	15	10	
最低修得単位数					
領域に関する専門的事項に関する科目	「領域に関する専門的事項に関する科目」の単位の修得方法は、幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち、1以上の科目について修得すること				
最低修得単位数					
保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目 保育内容の指導法に関する科目	12 2	11 2	9 2	7 1
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	6	5	5	3
最低修得単位数					
大学が独自に設定する科目	「領域に関する専門的事項に関する科目」、「保育内容の指導法に関する科目」もしくは「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれらに準ずる科目のうち1以上の科目を修得すること				
最低修得単位数					
	6	5	3	2	

(注) 1 在職年数には、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園の教員としての期間を含む。  
また、（国際協力機構法に基づく派遣による）外国の教育施設又はこれに準ずるものにおいて教育に従事した期間を含む。

【別表第3の第3欄・備考第3号、施行規則第67条】

2 最低在職年数（3年）を超える在職年数には、校長、副校長、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職における在職年数を通算することができる。

【別表第3備考第7号、施行規則第68条】

3 休職・育児休業・病気休暇・産前及び産後休暇等は、在職年数に含めない。

【施行規則第70条】

4 大学の他に、認定講習または公開講座等により修得した単位をもって替えることができる。

【別表第3備考第6号】

5 「領域に関する専門的事項に関する科目」「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のそれぞれの最低修得単位数に不足する単位数については、それぞれの科目の中から任意に修得すること。

また、総単位数に不足する単位数については、「領域に関する専門的事項に関する科目」「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」「大学が独自に設定する科目」のいずれかから任意に修得すること。

6 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科で修得することができる。

【別表第3備考5号、施行規則第22条の3】